

第45号議案

「宇奈月モーツアルト音楽祭@東京・文京2024「魔笛」（小中学生向けレクチャーコンサート）」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和5年10月18日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2023年 9月 8日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体）NPO法人 宇奈月モーツアルト東京音楽祭

住所（所在地） 東京都文京区小日向4丁目9番2号

代表者名 (ふりがな) ひらの ちあき

平野 千明

代表者連絡先 090-2665-6886

(事務担当者) hira.0728.hira@ked.biglobe.ne.jp

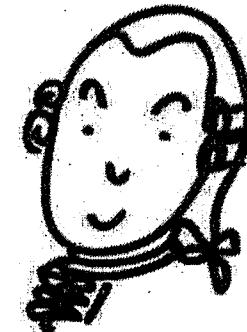
下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	宇奈月モーツアルト音楽祭@東京・文京2024「魔笛」 (小中学生向けレクチャーコンサート)	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"> 文京区教育委員会後援という権威づけ及び安心感 区内各小中学校への広報活動（公演チラシ配布等） 	
実施期間	2024年 7月 6日（土）から 2024年 7月 7日（日）まで（2日間）	
実施場所	文京シビックホール小ホール	
事業内容	<p>目的※</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う子ども達に、普段の生活では一生得られない芸術について、今回のオペラ/コンサートを通じて実際に触れ・体得する機会を創出いたします。 今回の公演における様々な芸術の表現方法（歌・オーケストラ等の音楽、演技、衣装など）を体得する事により、他者を尊重する姿勢を身に付け、異なる価値観を認められる意識を醸成します。 <p>内容</p> <p>モーツアルト／オペラ「魔笛」（全2幕） レクチャーコンサート（上演時間1.5時間）を想定）</p> <p>対象者</p> <p>文京区内小中学生を中心とする（参加予定人員 500人）</p> <p>参加費</p> <p>小中学生1,000円、付添保護者2,000円、親子割（ペア）2,500円</p>	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	黒部市商工観光課／宇奈月モーツアルト音楽祭実行委員会 (申請中)	
備考		
<p>申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない</p>		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

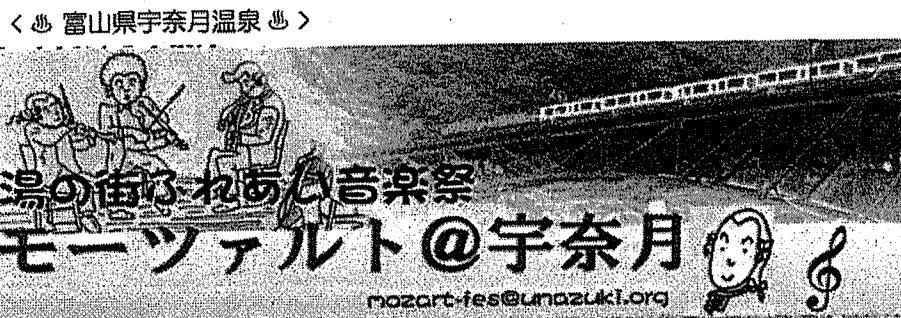
文京区教育委員会 御中



企画書

モーツアルト/オペラ「魔笛」(全2幕)
小中学生向けレクチャーコンサート

Ver.1



2023年9月8日
NPO法人 宇奈月モーツアルト東京音楽祭
(宇奈月モーツアルト音楽祭@東京 事務局)

unazukimozarttokyo@gmail.com

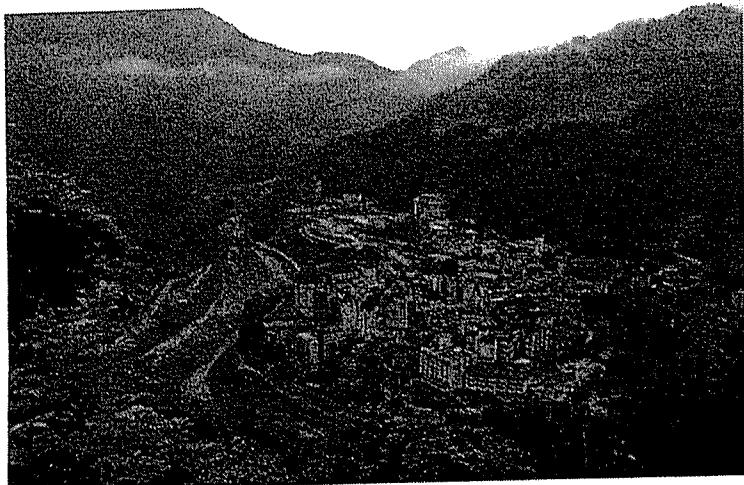
1. はじめに



富山県黒部市宇奈月温泉にて、2010年から毎年9月の連休時に開催されるモーツアルト音楽祭は、温泉街の各所で行われる無料のミニコンサートと、音楽祭が招聘した音楽家による有料のコンサートの二つで成り立っています。その他温泉街のお店が期間限定で提供する名産品やグッズも人気があり、音楽に詳しい人もそうでない人も誰でも楽しめる音楽祭として、今やなくてはならない存在となっています。

この素晴らしい音楽祭を是非とも首都圏で開催したいと考え、私ども関東圏の音楽家や音楽愛好家が集まり「宇奈月モーツアルト音楽祭@東京」として、東京都荒川区のサンパール荒川を拠点に、2011年から東京音楽祭を開催しています。

東京音楽祭では、モーツアルトのオペラ上演を核として、黒部宇奈月の物産展や観光案内を提供しています。



宇奈月温泉

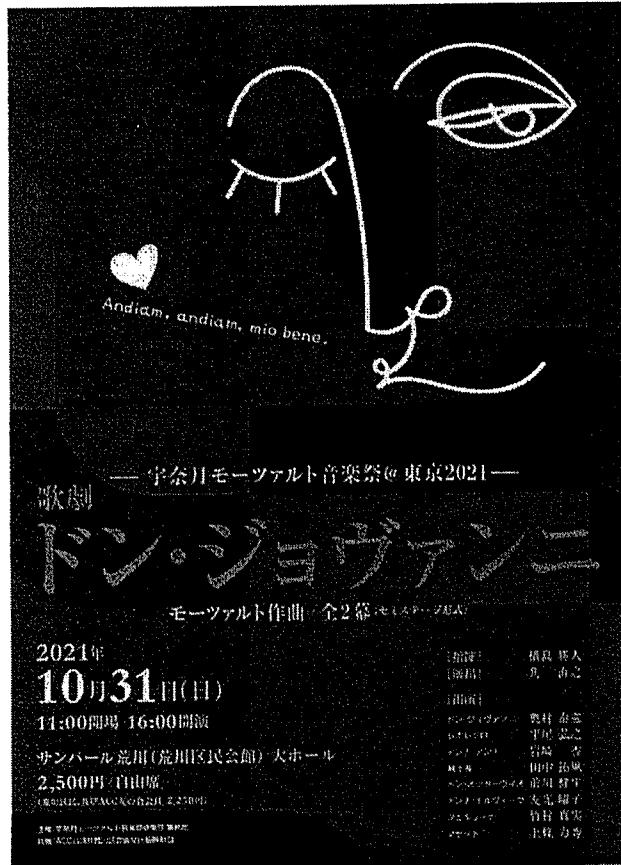


サンパール荒川

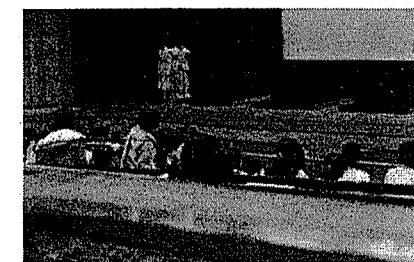
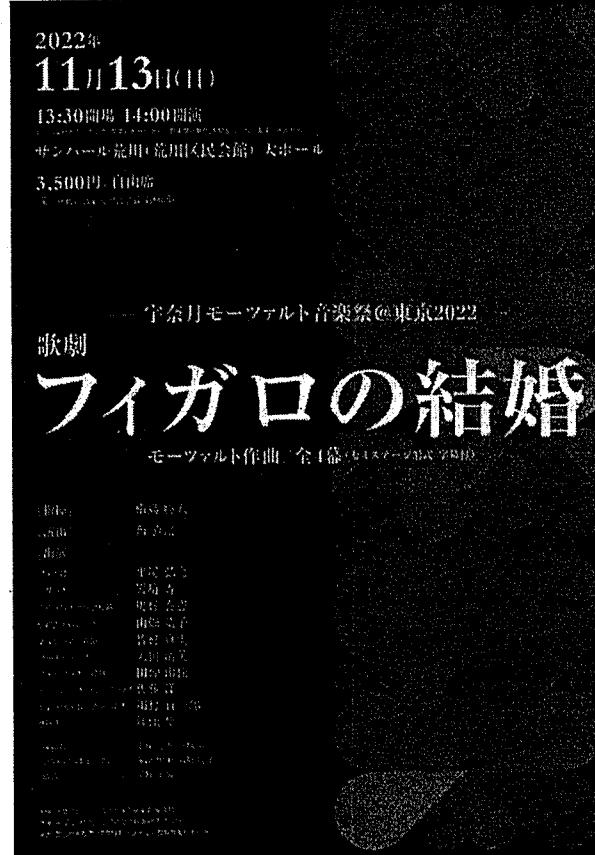
2. 東京音楽祭のあゆみ①



2021年10月
オペラ『ドン・ジョヴァンニ』上演



2022年11月
オペラ『フィガロの結婚』上演



2022年は、荒川区小中学生向けに
「バックステージツアー＆公開リハーサル」
も開催！！大好評を得ました。
(申込221名／来場182名、付添保護者含む)

2. 東京音楽祭のあゆみ② — 本年度の予定 —



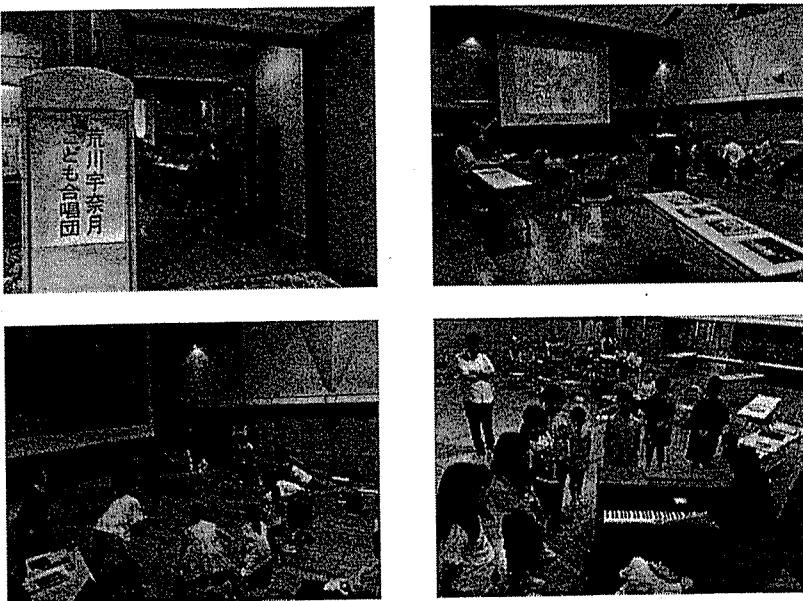
2024年1月
オペラ『魔笛』上演予定

2024年
1月21日(日)
13:30開場 14:00開演
会場:サンパール荒川(荒川区民会館) 大ホール
料金:3,500円/全自由席
中学生以下 1,000円
親子ペア券 4,200円
※荒川区民会館・ACC在の合計料金
中学生以下 900円
食事ペア券 3,200円

魔法の笛で導く愛と冒険のファンタジー
歌劇「魔笛」
モーツアルト作曲 全2幕(セミステージ形式 実録化)
【指揮】 橋島 順人
【演出】 角 茂之
【管弦楽】 モーツアルトオーケストラSelene
【合唱】 モーツアルトコーラSelene
【児童合唱】 荒川宇奈月こども合唱団
【図録】 上田 力彌、中嶋 真
【コレクターズブック】 岩崎 郁子、鶴岡 遼介、東村 新
【脚本】 佐野千鶴
— 宇奈月モーツアルト音楽祭@東京2024 —
主催:宇奈月モーツアルト音楽祭実行委員会 公演:ACC公演制作部 芝居原文化振興会議会議長:吉澤 勉 著者:荒川区音楽祭実行委員会 企画:月刊「ワイルド音楽祭」月刊員会

◆ 「荒川宇奈月こども合唱団」の結成

昨年実施した荒川区小中学生向け「バックステージツアー＆公開リハーサルに参加した小中学生を中心に「こども合唱団」を結成。「魔笛」の舞台に参画していただきます。(先日結団式を開催し、既に稽古を開始しています)



◆ 本年度も引き続き オペラ公演前日1/20(土)に
荒川区小中学生向けに「バックステージツアー
&公開リハーサル」を開催予定

3. 文京区に向けたご提案



A. 目的

- ・次世代を担う子ども達に、普段の生活では一生得られない芸術について、今回のオペラ/コンサートを通じて実際に触れ・体得する機会を創出いたします。それにより情操豊かに成長していくことを願っています。
- ・今回の公演における様々な芸術の表現方法(歌・オーケストラ等の音楽、演技、衣装など)を体得する事により、他者を尊重する姿勢を身に付け、異なる価値観を認められる意識を醸成します。

B. バックグラウンド

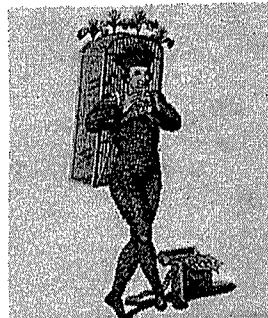
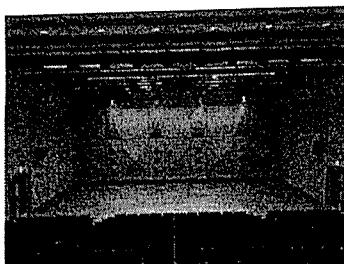
今回題材としてとり上げる、モーツアルト作曲／オペラ『魔笛』

- ・“ジングル・シチュピール(歌芝居)”として有名な『魔笛』は愛と冒険のファンタジーで、世界中で多くの子ども達がオペラ鑑賞デビューを飾っている不朽の名作です。
- ・『魔笛』は、「小4音楽」にも登場します。
- ・オペラ公演の場合、全2幕構成・上演時間も3時間に及び、ストーリーもやや複雑です。これをコンパクトに再構成し、主要場面に解説(レクチャー)を挿入し、約1時間半で上演するようにいたします。小編成のオーケストラ伴奏、セミステージ形式による舞台セット、ソリストは演技を交えます。これにより、複雑なストーリーの『魔笛』を解り易く体得出来るよういたします。

4. 公演概要案



- 公演タイトル : 宇奈月モーツアルト音楽祭@東京・文京2024『魔笛』
(小中学生向けレクチャーコンサート)
- 対象 : 文京区内小中学生 ※一般観客も対象とするかどうかは別途検討
- 公演日 : 2024年7月6日(土) 14:00開演
7月7日(日) 14:00開演 の2回公演
- 場所 : 文京シビックホール小ホール (約250席を想定)
- チケット料金 : 小中学生 1,000円、付添保護者 2,000円、親子割(ペア)2,500円
- 出演者
 - 指揮:横島勝人 構成・演出:角直之 制作:平野千明
 - 管弦楽:モーツアルトオーケストラSelene 合唱:モーツアルトコーラSelene
 - ※児童合唱を入れるかどうかは別途検討
- ソリスト(別途選定)
 - タミー、パミーナ、ザラストロ、夜の女王、パパゲーノ、パパゲーナ、モノヌタス、
 - 夜の女王の3人の侍女、3人の童子、他
- 協力 黒部市商工観光課、
宇奈月モーツアルト音楽祭
実行委員会



事業予算書

事業名 宇奈月モーツアルト音楽祭@東京・文京
「魔笛」レクチャーコンサート

団体名 NPO法人 宇奈月モーツアルト東京音楽祭

収入	単位：円	支出	単位：円
チケット収入 ベア2,500×250枚 (シビック小ホール約300席×2回公演)	625,000	シビックホール小ホール 7/6 附帯設備使用料 7/6	114,500 50,000
前公演からの繰越金	505,000	シビックホール小ホール 7/7 附帯設備使用料 7/7 練習会場使用料 10回分想定 指揮者 謝礼 演出家 謝礼 ソリスト 謝礼 20,000×8名 練習ピアニスト 謝礼 印刷費 チラシ・チケット・プログラム 雑費	114,500 50,000 50,000 400,000 80,000 160,000 50,000 50,000 11,000
計	1,130,000	計	1,130,000

2023年 9月 8日

(備考)

特定非営利活動法人宇奈月モーツアルト東京音楽祭定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人宇奈月モーツアルト東京音楽祭という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、東京都で開催される宇奈月モーツアルト東京音楽祭をはじめとするオペラ、クラシック音楽等の公演や、全国各地の学校等での音楽教育を実現することにより、すべての世代の豊かな情操を育み、音楽家の育成に寄与し、地域のコミュニケーションや産業の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) オペラ、クラシック音楽等の公演に関する事業
- (2) コンサート、ワークショップ等の音楽教育に関する事業
- (3) 音楽に関するイベントによる地域の振興に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、個人会員及び法人会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した企業及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助する目的で入会した個人、企業及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め

なければならない。

- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたと

きは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、個人会員及び法人会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 個人会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会に出席した個人会員及び法人会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、個人会員及び法人会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した個人会員及び法人会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は個人会員及び法人会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、個人会員及び法人会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各個人会員及び法人会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない個人会員及び法人会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の個人会員若しくは法人会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した個人会員及び法人会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する個人会員及び法人会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 個人会員及び法人会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、個人会員及び法人会員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び個人会員及び法人会員の総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内

に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した個人会員及び法人会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 個人会員及び法人会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、個人会員及び法人会員の総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において個人会員及び法人会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

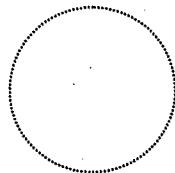
理事長	平野 千明
副理事長	久岡 めぐみ
理 事	原田 夏子
監 事	柚木 晓美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	個人会員	0円
	法人会員	0円
	賛助会員	0円
(2)年会費	個人会員	0円
	法人会員	0円
	賛助会員	0円

この法人の定款に相違ない。

特定非営利活動法人宇奈月モーツアルト東京音楽祭

理事長 平野 千明



役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人宇奈月モーツアルト東京音楽祭

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

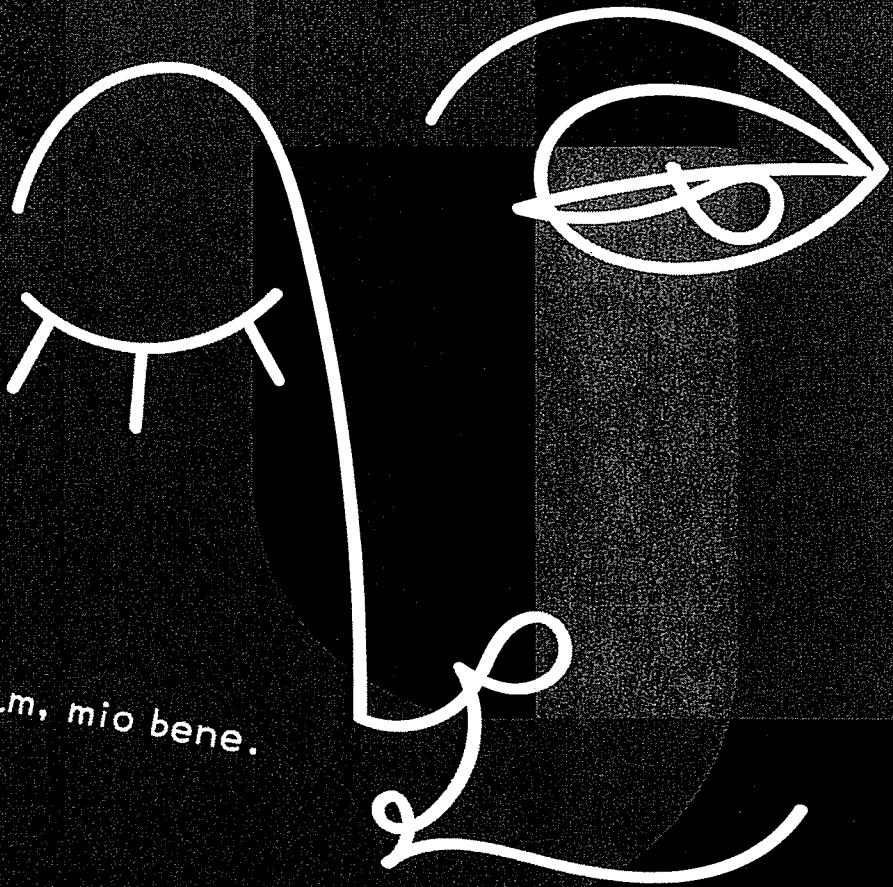
- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	フリガナ	住所又は居所	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	理事・監事	ヒラノ チアキ	東京都文京区小日向4丁目 9番2号	有・無	理事長
		平野 千明			
2	理事・監事	ヒサオカ メグミ	千葉県浦安市入船2丁目4番 1102号	有・無	
		久岡 めぐみ			
3	理事・監事	ハラダ ナツコ	東京都稲城市百村1621番 地の3 レジョン・マツモト 302	有・無	
		原田 夏子			
6	理事・監事	ユノキ サトミ	東京都渋谷区池尻2丁目 26番2号	有・無	
		柚木 晓美			



Andiam, andiam, mio bene.



歌劇 — 宇奈月モーツアルト音楽祭@東京2021 —

ドン・ジョヴァンニ

モーツアルト作曲 / 全2幕 (セミステージ形式)

2021年
10月31日(日)

11:00開場 16:00開演

サンパール荒川(荒川区民会館) 大ホール

2,500円/自由席

(荒川区民、及びACC友の会会員 2,250円)

主催:宇奈月モーツアルト音楽祭@東京 事務局

共催:ACC(公財)荒川区芸術文化振興財団

[指揮] 橫島 勝人

[演出] 角 直之

[出演]

ドン・ジョヴァンニ 奥村 泰憲

レボレッロ 平尾 弘之

ドンナ・アンナ 岩崎 香

騎士長 田中 拓風

ドン・オッターヴィオ 前川 健生

ドンナ・エルヴィーラ 友光 曜子

ツェルリーナ 竹村 真実

マゼット 上條 力秀

歌劇「ドン・ジョヴァンニ」全2幕 モーツアルト作曲

舞台は17世紀のスペイン。主人公のドン・ジョヴァンニは従者もあきれる女たらし。

元カノだろうと結婚式を控えた花嫁だろうとお構いなし。

女を引っかけまくった挙句、ついには悪行がたたって…?!



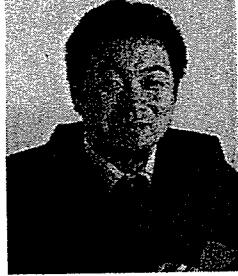
指揮

横島 勝人
宇奈月モーツアルト音楽祭・音楽監督



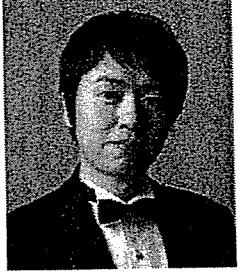
演出/構成台本

角 直之



ドン・ジョヴァンニ

奥村 泰憲
バリトン



レポレッロ

平尾 弘之
バリトン



ドンナ・アンナ

岩崎 香
ソプラノ



騎士長

田中 拓風
バス



ドン・オッターヴィオ

前川 健生
テノール



ドンナ・エルヴィーラ

友光 曜子
ソプラノ



ツェルリーナ

竹村 真実
ソプラノ



マゼット

上條 力秀
バス

[管弦楽] モーツアルトオーケストラ Selene

[合唱] 合唱団オラショクラブ



サンパール荒川(荒川区民会館)
<https://www.sunpearl-arakawa.com/>

■ 東京メトロ千代田線・京成線「町屋駅」より都電荒川線に乗り換。三ノ輪橋方面→「荒川区役所前」下車
徒歩2分

■ JR「日暮里駅」東口より、都バス「里22」亀戸行き→「荒川区役所前」下車 徒歩2分

■ JR「西日暮里駅」より、都バス「草63」浅草寿町行き→「荒川区役所前」下車 徒歩2分

■ 東京メトロ 日比谷線「三ノ輪駅」下車 南千住方面改札を出て、明治通りを王子方面へ 徒歩12分

午前11時よりホワイエ(入場フリー)にて、「宇奈月モーツアルト音楽祭@東京」を開催し、黒部宇奈月の物産などをご紹介いたします。
お説き合せの上、是非お立ち寄りください。

チケット販売所

町屋文化センター 03-3802-7111
サンパール荒川 03-3806-6531

お問い合わせ

宇奈月モーツアルト音楽祭@東京 事務局
unazukimozarttokyo@gmail.com

新型コロナウイルス対策のためのお願い

- 開演前の行列を避けるため、開場後にゆっくりご来場くださいますようご協力をお願い致します。
- 当日券はございません。チケットは事前にご購入ください。
- 事前にチケットにお名前とお電話番号をご記入ください。
- ご記入いただいたチケットはご入場の際に回収させていただきます。
- ご来場の際は、マスクの着用、手指の消毒、検温のご協力をお願いいたします。

- 体調のすぐれない方はご来場をお控えください。
- 37.5度以上の発熱のある方はご入場をお断りさせていただきます。
- 未就学のお子様もご入場いただけますがチケットが必要です。
- 座席は間隔を空けてお座りいただきます。小さなお子様もご協力をお願いいたします。
- 当日、出演者とのご面会はお控えください。
- 出演者への差し入れ等のお預かりはできませんのでご了承ください。
- 感染状況によって、上記は予告なく緩和・変更する場合がございます。ご理解のほどお願いいたします。

—宇奈月モーツアルト音楽祭@東京2022— 関連企画

オペラ「フィガロの結婚」ワンコインレクチャーコンサート ～オペラの宝石箱～

本公演(11月13日(日))に向けて、私ども宇奈月モーツアルト音楽祭・音楽監督
横島勝人が、モーツアルトの歌劇「フィガロの結婚」を楽しくレクチャーすると共に
本公演に出演するソリストがアリアや重唱を歌います。

11月の本公演を十分お楽しみいただけるよう、ぜひお越しください！！

《出演者》

横島 勝人 (宇奈月モーツアルト音楽祭・音楽監督)
平尾 弘之, 田仲 由佳, 山畠 晴子, 川村貢一郎
笈沼 甲子 (ピアノ伴奏)

2022年9月4日(日)

13:30開場／14:00開演

サンパール荒川(荒川区民会館)小ホール

¥500円 (全自由席、当日受付にてお支払いいただきます)

問合せ先 : unazukimozarttokyo@gmail.com

主催：宇奈月モーツアルト音楽祭@東京 事務局

共催：ACC(公財) 荒川区芸術文化振興財団、荒川区

後援：富山県黒部市、宇奈月モーツアルト音楽祭実行委員会



サンパール荒川(荒川区民会館)
<https://www.sunpearl-arakawa.com/>

■ 東京メトロ千代田線「京成鶯谷駅」より都電荒川線に乗り換、三ノ輪橋方面→「荒川区役所前」下車 徒歩2分

■ JR「日暮里駅」東口より、都バス「里22」鬼戸行き→「荒川区役所前」下車 徒歩2分

■ JR「西日暮里駅」より、都バス「草63」浅草美町行き→「荒川区役所前」下車 徒歩2分

■ 東京メトロ 日比谷線「三ノ輪駅」下車 千住方向改札を出て、明治通りを王子方面へ 徒歩12分

新型コロナウィルス対策のためのお願い

- ・開演前の行列を避けるため、開場後にゆっくりご来場ください
ますようご協力をお願い致します。
- ・前売券はございません。当日入場料をお支払いください。
(お釣りなきようご協力ください)
- ・ご来場の際は、マスクの着用、手指の消毒、検温のご協力を
お願いいたします。
- ・体温のすぐれない方はご来場をお控えください。
- ・37.5度以上の発熱のある方はご入場をお断りいたします。
- ・当日、出演者とのご面会はお控えください。
- ・出演者への差し入れ等のお預かりは出来ません。
- ・感染状況によって、上記は予告なく緩和・変更する場合が
ございます。ご理解の程お願いいたします。

2022年
11月13日(日)

13:30開場 14:00開演

11:00よりホワイエにて「宇奈月モーツアルト音楽祭@東京」を開催しております。(裏面参照)

サンパール荒川(荒川区民会館) 大ホール

3,500円/自由席

(荒川区民、及びACC友の会会員 3,000円)

— 宇奈月モーツアルト音楽祭@東京2022 —

歌劇

フィガロの結婚

モーツアルト作曲 / 全4幕 (セミステージ形式/字幕付)

[指揮] 横島 勝人

[演出] 角 直之

[出演]

フィガロ 平尾 弘之

スザンナ 岩崎 香

アルマヴィーア伯爵 奥村 泰憲

伯爵夫人ロジーナ 山畠 晴子

ケルビーノ／花娘 竹村 真実

マルチェリーナ 天田 清美

バルバリーナ／花娘 田仲 由佳

ドン・バジーリオ／ドン・クルツィオ 佐藤 洋

ドン・バルトロ／アントニオ 川村 貢一郎

進行役 江頭 隼

[副指揮] 上條 力秀, 中城 良

[コレベティトゥア] 笠沼 甲子, 岩崎 能子

[制作] 平野 千明

主催: 宇奈月モーツアルト音楽祭@東京 事務局

共催: ACC(公財)荒川区芸術文化振興財団、荒川区

後援: 富山県黒部市、宇奈月モーツアルト音楽祭実行委員会

歌劇「フィガロの結婚」全4幕 モーツアルト作曲

伯爵夫妻の家来、フィガロとスザンナは、結婚を控えてウキウキ。

ところが周囲の人間たちの思惑が入り乱れ、伯爵邸は大混乱に。

ドタバタ劇の末、果たして誰が幸せをつかむのでしょうか…?



指揮
横島 勝人
宇奈月モーヴァルト音楽祭・音楽監督



演出/構成台本
角 直之



フィガロ
平尾 弘之
バス/バリトン



スザンナ
岩崎 香
ソプラノ



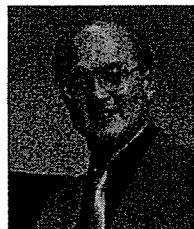
アルマヴィーヴァ伯爵
奥村 泰憲
バリトン



伯爵夫人ロジーナ
山畠 晴子
ソプラノ



ケルビーノ/花嫁
竹村 真実
ソプラノ



ドン・バルトロ/アントニオ
川村 貢一郎
バス



ドン・バジリオ/ドン・クルツィオ
佐藤 洋
テノール



マルチエリーナ
天田 清美
ソプラノ



バルバリーナ/花嫁
田仲 由佳
ソプラノ



進行役
江頭 隼

[管弦楽] モーツアルトオーケストラ Selene

[合唱] モーツアルトコーラ Selene



サンパール荒川(荒川区民会館)

<https://www.sunpearl-arakawa.com/>

■ 東京メトロ千代田線・京成線「町屋駅」より都電荒川線に乗り換、三ノ輪橋方面→「荒川区役所前」下車 徒歩2分

■ JR「日暮里駅」東口より、都バス「里22」亀戸行き→「荒川区役所前」下車 徒歩2分

■ JR「西日暮里駅」より、都バス「草63」浅草寿町行き→「荒川区役所前」下車 徒歩2分

■ 東京メトロ 日比谷線「三ノ輪駅」下車 南千住方面改札を出て、明治通りを王子方面へ 徒歩12分

下記の期間、ホワイエ(入場フリー)にて、「宇奈月モーツアルト音楽祭@東京」を開催し黒部宇奈月の物産などをご紹介いたします。お説い合わせの上、是非お立ち寄りください。

期間:11月12日(土)~13日(日) 時間:11:00~18:00

チケット販売所

町屋文化センター

03-3802-7111

サンパール荒川

03-3806-6531

お問い合わせ

宇奈月モーツアルト音楽祭@東京 事務局

✉ unazukimozarttokyo@gmail.com

新型コロナウィルス対策のためのお願い

- 開演前の行列を避けるため、開場後にゆっくりご来場くださいますようご協力をお願い致します。
- 事前にチケットにお名前とお電話番号をご記入ください。
- ご記入いただいたチケットはご入場の際に回収させていただきます。
- ご来場の際は、マスクの着用、手指の消毒、検温のご協力をお願いいたします。

- 体調のすぐれない方はご来場をお控えください。
- 37.5度以上の発熱のある方はご入場をお断りさせていただきます。
- 未就学のお子様もご入場いただけますがチケットが必要です。
- 座席は間隔を空けてお座りいただきます。小さなお子様もご協力ををお願いいたします。
- 当日、出演者とのご面会はお控えください。
- 出演者への差し入れ等のお預かりはできませんのでご了承ください。
- 感染状況によって、上記は予告なく緩和・変更する場合がございます。ご理解のほどお願いいたします。



宇奈月モーツアルト音楽祭@東京2022関連企画

オペラ「フィガロの結婚」
小中学生向け

バックステージツアー＆
公開リハーサル

★ 参加費無料 ★

音楽好き、ミュージカル好き、お芝居好きetcの小中学生集まれ！
翌日(11/13日)サンパール荒川大ホールで上演するモーツアルトの
有名なオペラ「フィガロの結婚」の舞台裏を特別にお見せします。
当日希望者先着順で、実際オーケストラを指揮できますよ！！



11月12日(土) 会場:サンパール荒川大ホール
15時～16時30分(14時45分受付)

対象

荒川区在住・在学の小学校3～6年生、中学生
40名(応募多数の場合は抽選) ※小学生の場合、親子参加できます

応募方法

下記の内容を明記の上、電子メールにてご応募ください
①氏名(ふりがな) ②住所 ③電話 ④学校名・学年
⑤(小学生)親の参加の有無、参加の場合 親の氏名・続柄

締切

9月30日(金)必着

応募・問合せ先

宇奈月モーツアルト音楽祭@東京 事務局 担当:平野
応募先: unazukimozarttokyo@gmail.com



※ 新型コロナウィルス感染拡大防止のため内容の変更・事業の中止となる場合があります

主催: 宇奈月モーツアルト音楽祭@東京 事務局 / 共催: ACC(公財)荒川区芸術文化振興財団, 荒川区

2024年
1月21日(日)

13:30開場 14:00開演

1月20日(土)~21日(日)
荒川公園展示場にて「黒部宇奈月物産展」を開催(両日共、10:00開場/18:00終了)

サンパール荒川(荒川区民会館) 大ホール

3,500円/全自由席

中学生以下 1,000円

親子ペア券 4,200円

荒川割(荒川区民、ACC友の会会員) 3,000円

中学生以下 500円

親子ペア券 3,200円



魔法の笛が導く愛と冒険のファンタジー

歌劇「魔笛」

モーツアルト作曲/全2幕(セミステージ形式/字幕付)

[指揮] 横島 勝人

[演出] 角直之

[管弦楽] モーツアルトオーケストラSelene

[合唱] モーツアルトコーラSelene

[児童合唱] 荒川宇奈月こども合唱団

[副指揮] 上條 力秀, 中城 良

[コレベティクア] 岩崎 能子, 岡崎 渚沙, 東村 祐奈

[制作] 平野 千明

[出演]

タミーノ

近藤 洋平

バミーナ

岩崎 香

ザラストロ

普久原 武学

夜の女王

高橋 初花

パパゲーノ

平尾 弘之

パパゲーナ

竹村 真実

モノスタス

佐藤 洋

夜の女王の3人の侍女

田仲 由佳, 片岡 美里, 窪 瑠子

3人の童子

小松 美紀, 石井 揚子, 菊池 未来

弁者/神官

永友 伴憲, 川村 貢一郎

語り手

江頭 隼

— 宇奈月モーツアルト音楽祭@東京2024 —

2023年 9月 8日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所 (所在地) 東京都文京区小日向
4丁目9番2号

申請者 (申請団体) NPO法人
宇奈月モーツアルト東京音楽祭

代表者名 平野 千明



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。